

平成20年度弁理士試験  
短答式筆記試験問題集

〔 1 〕 実用新案法の規定に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、出願は、実用新案登録に基づく特許出願でも、分割又は変更に係るものでもないものとする。また、登録料に関して減免、猶予又は期間の延長はないものとする。

- (イ) 実用新案登録出願は、実用新案法第 6 条の 2 各号に規定するいわゆる基礎的要件について審査がなされ、当該要件を満たしていないと認められる場合、特許庁長官は実用新案登録出願人に対し補正をすべきことを命ずることができる。
- (ロ) 株式会社甲は、特許出願を、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際の本送達を受ける前であって、その出願の日から 7 年 6 月を経過したときに実用新案登録出願に変更した。この場合、当該実用新案権の存続期間の満了までの期間は最大で 2 年 6 月であるが、甲は、第 1 年から第 3 年までの各年分の登録料を出願の変更と同時に一時に納付しなければならない。
- (ハ) 実用新案権者が、請求項の削除を目的とするものに限り、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をした。この場合、訂正した明細書及び実用新案登録請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容が実用新案公報に掲載され、その訂正後における明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面により実用新案登録出願及び実用新案権の設定の登録がされたものとみなされる。
- (ニ) 実用新案技術評価においては、実用新案登録請求の範囲についてした補正が願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしたものであるか否かについての評価はされず、その補正がいわゆる新規事項を追加する場合であっても、その補正された実用新案登録請求の範囲の請求項に係る考案について技術的な評価が行われることがある。

(ホ) 外国語実用新案登録出願の出願人が、当該出願に係る明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について手続補正書により補正をするときは、当該出願の国際出願日における当該出願に係る国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内であっても、当該出願に係る国際出願日における国際実用新案登録出願の明細書若しくは図面(図面の中の説明に限る。)の日本語による翻訳文、当該出願に係る国際出願日における国際実用新案登録出願の請求の範囲の日本語による翻訳文又は当該出願に係る国際出願日における国際実用新案登録出願の図面(図面の中の説明を除く。)に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

ただし、当該国際出願に関して、特許協力条約第19条又は第34条に規定する補正はないものとする。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔 2 〕 組物の意匠に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 「一組のディナーセット」の組物の意匠について意匠登録出願をし、拒絶をすべき旨の査定が送達された後、拒絶査定不服審判を請求したとき、その意匠登録出願の一部を分割して「スープ皿」の意匠について意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ロ) 複数のスピーカーボックスの形状について、意匠に係る物品を「一組のスピーカーボックスセット」とする組物の意匠として意匠登録を受けた。このとき、そのうちの1つのスピーカーボックスの形状のみについて専用実施権を設定することができる場合がある。
- (ハ) 組物の意匠の意匠登録について、組物全体として統一がないことを理由とする意匠登録無効審判を請求することができる場合がある。
- (ニ) 飲食用ナイフ、飲食用フォーク及び飲食用スプーンの柄の様子が同一であるときは、意匠に係る物品を「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」として、その柄の様相部分について部分意匠の意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ホ) 甲が、自ら創作した意匠イに係る「いす」を製造販売し、その7月後、当該「いす」に係る意匠イと公知でない「テーブル」に係る自ら創作した意匠ロとを組み合わせて、「一組の応接家具セット」とする組物の意匠の意匠登録出願をしたとき、意匠登録を受けることができる場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔 3 〕 商標法に規定された商標登録の要件等に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標登録出願の審査において当該商標が、「商品の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」の「普通名称」に該当するかどうかは、査定時をその判断の基準時として決められるべきものであって、出願時に普通名称でなかったとしても、査定に当たりこのことは考慮されない。
- 2 商標登録出願に係る商標が、「指定商品の品質を表示するもの」に該当するものというためには、当該商標がその商品の品質を表示するものとして一般消費者間で広く認識されていないものであっても、取引業者間で認識されているものであれば足りる。
- 3 商標登録出願に係る商標が、「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標」である場合であっても、「使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができる商標である」と認められるためには、一地域において識別力があるだけでは足りない。
- 4 商標登録出願に係る商標が、「商品の産地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当するというためには、当該出願の指定商品が当該商標の表示する土地において現実に生産されていることを要する。
- 5 種苗法(平成10年法律第83号)第18条第1項の規定により品種登録を受けた品種の名称については、その登録が消滅した後においても、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について商標登録を受けることができない。

〔４〕特許法に規定する審判又は再審に関し、次の(イ)～(ハ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許無効審判の請求の理由が、無効理由について抽象的に記載されているものの、当該無効理由の根拠となる具体的事実が記載されておらず、証拠の提示もないため、実質的に請求の理由が記載されていないに等しいものである場合、当該請求の理由について補正をすべきことを命ずることなく、当該審判の請求については審決をもって却下することができる。
- (ロ) 特許無効審判 X が請求された後に、これと同一の事実及び同一の証拠に基づく特許無効審判 Y が請求された。その後、X について請求が成り立たない旨の確定審決の登録がされた場合、特許庁に係属している Y の請求は不適法なものとして審決をもって却下される。
- (ハ) 拒絶査定不服審判、特許無効審判、延長登録無効審判及び訂正審判並びにこれら審判の確定審決に対する再審の、いずれの審理においても、審判長は、当事者及び参加人を審尋することができる。
- (ニ) 特許を無効にすべき旨の確定審決に対する再審において、審判官は請求人が申し立てない請求の趣旨については審理できないが、請求人が申し立てない理由については職権により審理することができる。
- (ホ) 審理の終結の通知を発した日から20日を超えてもなお審決がなされないときは、審判長は当該審理を再開しなければならない。
- (ヘ) 特許権の存続期間の延長登録の出願についての拒絶査定不服審判において、審判の請求を理由があると認め、他に拒絶の理由を発見しないとき、審判官は当該拒絶をすべき旨の査定を取り消して、さらに審査に付すべき旨の審決をしなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ以上

〔 5 〕 特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際出願は、受理官庁が国際出願のために認める言語で行うので、国際出願の言語は受理官庁ごとに定められることになる。このため、願書、明細書及び請求の範囲のいずれについても国際公開の言語でない言語で提出しても認められる場合がある。
- 2 願書には、2人以上の出願人があるときは、各出願人につき、氏名又は名称、あて名、国籍及び住所を記載しなければならない。しかし、受理官庁が国際出願に欠陥が含まれていないかどうかを点検する際には、国籍についてのみ、2人以上の出願人のうち、当該受理官庁に国際出願をする資格を有する1人の出願人について記載されていれば、出願人に関する記載として十分なものとされる。
- 3 国際調査機関は、「発明の名称」が的確なものでないと認めた場合には、自ら「発明の名称」を作成する。この場合において、出願人は、国際調査報告が郵送で発送された日から1月を経過するときまでに、国際調査機関に対して修正の提案をすることができる。
- 4 指定官庁が適用する国内法令は、国際出願が、その形式又は内容について、特許協力条約及び特許協力条約に基づく規則に定める要件と異なる要件又はこれに追加する要件を満たすことを要求してはならないが、国際出願、その翻訳文又は国際出願に関する書類を2通以上提出することを要求することができる。
- 5 指定国の国内法令は、国際公開が出願人の請求により優先日から18月を経過する前に行われた場合に、指定国における出願人の権利の保護に関して、国際出願の国際公開の指定国における効果が優先日から18月を経過した時からのみ生ずることを定めてはならない。

〔 6 〕 虚偽の事実の告知又は流布による不正競争防止法上の不正競争に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 著作権者が、自己の著作権を侵害していると思料した者に、侵害を中止するように警告状を送付した後に、その者に対する著作権侵害訴訟で敗訴した場合には、その警告は、不正競争となる。
- 2 著作権者が、自己の著作権を侵害していると思料した者に、その著作権の侵害訴訟を提起し、敗訴した場合、その訴えの提起は、不正競争となる。
- 3 著作権者が、自己の著作権を侵害している者がいると思料した場合に、その者の氏名を、著作権の侵害を行っている者として取引先に告知して、取引の停止を求め、その後、その者に対する著作権侵害訴訟で敗訴した場合でも、その取引先への告知は、不正競争とならない。
- 4 英和辞典の出版に際し、競合他社の英和辞典とその内容を比較する広告を新聞に掲載することは、不正競争となる。
- 5 著作権者が、自己の著作権を侵害していると思料した者に著作権侵害訴訟を提起し、敗訴した後、その判決を批判する出版物を販売することは、不正競争とならない。



〔 7 〕 意匠法第 3 条の 2 (意匠登録の要件)に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。

- 1 意匠登録出願 **A**に係る「のこぎり用柄」の意匠 **イ**が、**A**の出願の日前に出願され、**A**の出願後に意匠公報に掲載された他人の意匠登録出願 **B**に係る「のこぎり」の意匠の一部である柄と同一であるとき、**イ**について意匠登録を受けることができない。
- 2 意匠登録出願 **A**に係る「携帯電話機」の操作ボタン部分の部分意匠 **イ**が、**A**の出願の日前に出願された他人の意匠登録出願 **B**に係る「携帯電話機」の意匠 **ロ**の一部である操作ボタンと同一であるとき、**B**について拒絶をすべき旨の査定が確定したとき、**イ**について常に意匠登録を受けることができる。
- 3 意匠登録出願 **A**に係る「ボールペン」のクリップ部分の部分意匠 **イ**が、**A**の出願の日前に出願され、**A**の出願後に意匠公報に掲載された他人の意匠登録出願 **B**に係る「ボールペン」のキャップ部分に係る部分意匠の一部であるクリップの意匠と類似であるとき、**イ**については意匠登録を受けることができない。
- 4 意匠登録出願 **A**に係る「自転車用ハンドル」の意匠 **イ**が、**A**の出願の日前に出願され、**A**の出願後に意匠公報に掲載された自己の意匠登録出願 **B**に係る「自転車」の意匠の一部であるハンドルと類似であったとしても、**イ**について意匠登録を受けることができる。
- 5 意匠登録出願 **A**に係る「自動車用バンパー」の意匠 **イ**が、**A**の出願の日前に出願され、**A**の出願後に意匠公報に掲載された他人の部分意匠の意匠登録出願 **B**の図面に破線によって表された自動車の全体図に含まれるバンパー部分と類似であるとき、**イ**について意匠登録を受けることができない。

〔 8 〕特許法第41条に規定する国内優先権に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、出願は、外国語書面出願でも国際出願に係るものでも実用新案登録に基づく特許出願でも分割又は変更に係るものでもなく、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる優先権の主張も伴わず、また、一度した国内優先権の主張は取り下げないものとする。

- 1 甲は、発明イについて特許出願Aをした後、Aを基礎とする国内優先権の主張を伴う発明イについての特許出願Bをし、次いで、出願Bを変更して考案イについて実用新案登録出願Cをした。乙は、Aと同日に考案イについて実用新案登録出願Dをした後、出願Dを変更して発明イについて特許出願Eをした。この場合において、その後、乙が、発明イについての特許出願Fをする際に、Eを基礎とする国内優先権の主張の申請をしても、CとFとは、同日出願であるとして、特許庁長官より特許法第39条第4項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を命じられることはない。なお、発明イと考案イは同一とする。
- 2 甲は、発明イについて特許出願Aをした後、Aを基礎とする国内優先権の主張を伴う発明イ及びロについての特許出願Bをし、さらに、Bのみを基礎とする国内優先権の主張を伴う発明イ、ロ及びハについての特許出願Cをした。乙は、考案イについての実用新案登録出願Dを、Bの出願の日後Cの出願の日前に出願した。この場合において、Dについて実用新案掲載公報の発行がされたとき、Cは、Dをいわゆる拡大された範囲の先願として特許法第29条の2の規定により拒絶されることがある。なお、発明イと考案イは同一とする。
- 3 甲は、発明イ及びロについて外国語書面出願Aをした後、Aを基礎とする国内優先権の主張を伴う発明イ、ロ及びハについての外国語書面出願Bをした。乙は、Aの出願の日後Bの出願の日前に、発明ロ及びハについての外国語書面出願Cをした。このとき、Bの外国語書面の日本語による翻訳文にロが記載されていなければ、Aについて出願公開がされずにBについて出願公開がされた場合、Cは、Aをいわゆる拡大された範囲の先願として特許法第29条の2の規定により拒絶されることがない。

ただし、外国語書面出願A及びBは図面を含まないものとする。

- 4 外国語書面出願 **A** 及び国際特許出願 **B** を基礎とする国内優先権の主張を伴う特許出願 **C** が特許庁に係属しており、**A** 及び **B** が取り下げられていない場合において、**A** は、**A** の出願の日から 1 年 3 月を経過した時に取り下げたものとみなされるが、**B** は、**B** の国際出願日から 1 年 3 月を経過した時に取り下げたものとみなされないことがある。
- 5 特許出願 **A** を基礎とする国内優先権の主張を伴う特許出願 **B** がなされた後、特許出願 **A** 及び **B** を基礎とする国内優先権の主張を伴う特許出願 **C** がなされた。この場合において、**A** 及び **B** のいずれについても出願公開されることがある。

〔 9 〕 商標登録出願に係る商標に関し、次のうち、正しいものは、どれか。  
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 他人の登録防護標章と、色彩のみが異なる標章は、商標登録されることはない。
- 2 「ジュネーブ十字」の名称からなる商標は、商標登録されることはない。
- 3 市町村を表示する標章と同一又は類似の商標は、商標登録されることはない。
- 4 地方公共団体が開設する品評会の賞を受けた者からその営業を承継した者により出願された、その賞と同一の標章を一部に含む商標は、商標登録されることはない。
- 5 国際連合その他の国際機関を表示する標章と同一又は類似の商標は、商標登録されることはない。

〔10〕特許権侵害訴訟に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許権者は、その特許権について地理的範囲をある地域に限定して専用実施権を設定してその登録がされた場合、その地域においては、当該特許権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その特許権に基づく差止請求権を行使することができない。
- (ロ) 特許権侵害訴訟において、対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情がないことは、当該対象製品等が、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属するものとされるための要件の一つである。
- (ハ) 特許権侵害訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきか否かが争われた場合に、審理を不当に遅延させることを目的として提出された攻撃又は防御の方法については、裁判所は、特許権者の申立てがなければ却下の決定をすることができない。
- (ニ) 特許権者が故意又は過失により自己の特許権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、当該侵害者がその侵害の行為により受けた利益の額は、特許権者が受けた損害の額と推定されるが、特許権者は、自己が受けた損害の額が侵害者の受けた利益の額を上回っているときは、当該自己が受けた損害の額の賠償を請求することができる。
- (ホ) 特許権侵害訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、当該損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときに限り、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔11〕マドリッド協定の議定書に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際登録の名義人は、国際登録において指定された商品及びサービスに関し締約国の全部又は一部について付された限定の記録の申請を、国際事務局に対し、国際登録の存続期間中いつでも行うことができる。
- 2 この議定書は、英語及びスペイン語のみがひとしく正文とされる。
- 3 締約国 X に現実かつ真正の商業上の営業所を有する締約国 Y の国民が、締約国 X を領域指定して国際出願をする場合には、Y 国の官庁にされた標章登録出願又は Y 国の官庁の登録簿に登録された標章登録を、基礎出願又は基礎登録としなければならない。X 国の官庁にされた標章登録出願又は X 国の官庁の登録簿に登録された標章登録を、基礎出願又は基礎登録とすることはできない。
- 4 国際出願の出願人は、必ず、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に規定する国際分類に従って 1 又は 2 以上の類を指定しなければならない。
- 5 国際登録を受けた標章登録の存続期間は、国際登録の日から 10 年であるが、領域指定が当該標章の国際登録の後の日に行われた場合のその指定国についての存続期間は、当該領域指定が国際登録簿に登録された日から 10 年となる。

〔12〕 著作者人格権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 法人**甲**の従業員**乙**が職務上作成した資料であり、かつ、**甲**の著作名義で公表されたものであっても、当該資料の著作者人格権は、常に**乙**に帰属し、**甲**がこれを取得することはない。
- 2 **甲**が書いた小説を、翻訳家をめざす学生**乙**が翻訳し、その翻訳物に原著作者として**甲**の氏名を表示しないことは、**乙**がその翻訳物を自己の家族である**丙**以外には見せなかったとしても、**甲**の氏名表示権を侵害する。
- 3 **甲**が書いた小説について、出版社**乙**が、その小説がより売れるようにタイトルの一部を勝手に変更して出版する行為は、当該タイトルが著作物性を有しない場合であっても、**甲**の同一性保持権を侵害する。
- 4 **甲**が**乙**に対して、絵画が完成したならばそれを公表することについて承諾していた場合、その絵画を**甲**が完成する前に、**乙**がその絵画を無断で公表しても、**甲**の公表権を侵害しない。
- 5 **甲**と**乙**との共同著作物について、**丙**がこれを翻案することは、**丙**が**乙**から同意を得ていたときには、**甲**の同一性保持権を侵害しない。

〔13〕特許無効審判及び延長登録無効審判等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許権の存続期間の延長登録により延長された期間がその特許発明の実施をすることができなかつた期間を超えているとして、その延長登録を無効にすることについて延長登録無効審判が請求された。審理の結果、当該請求が認められ、審決が確定したときは、その延長登録による存続期間の延長は、初めからされなかつたものとみなされる。
- 2 特許無効審判の請求に理由がないとする審決の取消しの判決が確定し、再度審判において審理を開始するときには、審判長は被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定しなければならない。
- 3 審判請求人を補助するためにその審判に参加した者は、当該審判請求人がその審判の請求を取り下げた後は当該参加人として審判手続を続行することができない。
- 4 新規性欠如を理由とする特許無効審判を請求した者が、その請求書の副本の送達の前に進歩性欠如の理由を追加する手続補正書を提出した。この場合、当該補正が審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らかであり、理由の追加について合理的な理由があれば、審判長はその補正を許可することができる。
- 5 特許無効審判の被請求人が当該審判の審決に対する訴えの提起があつた後に訂正審判を請求し、裁判所が、事件を審判官に差し戻すため、決定をもって当該審決を取り消した。当該差し戻された特許無効審判の審理において審判長が願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定したが、被請求人がその期間内に何らの訂正の請求をしなかつたときは、その訂正審判の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面の内容は、その特許無効審判の審理の対象とされない。

ただし、当該訂正審判の審決は当該指定された期間の末日までにされていないものとする。



〔14〕意匠権侵害に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 意匠権者**甲**の意匠権を**乙**が侵害している場合において、**丙**は、意匠権侵害に係る物品の製造にのみ用いられる装置を業として製造し、**乙**に販売した。この場合、**丙**が**乙**の意匠権侵害の事実を知らず、かつ、知らなかったことに過失がないときは、**丙**の行為は、**甲**の意匠権を侵害するものとはみなされない。ただし、**甲**の意匠権は、秘密意匠に係る意匠権ではないものとする。
- (ロ) 登録意匠に類似する意匠に係る物品を、自己ではなく第三者による業としての輸出のために所持する行為は、その行為が業としてでなければ、当該意匠権の侵害とみなされることはない。
- (ハ) 意匠権者**甲**の意匠権を**乙**が侵害し、**甲**が**乙**に対して侵害の差止め及び侵害により**甲**が受けた損害の賠償を請求した場合、**甲**の**乙**に対する差止請求は認められても、損害賠償請求は認められないことがある。ただし、**甲**の意匠権は、秘密意匠に係る意匠権ではないものとする。
- (ニ) 秘密意匠に係る意匠権者は、秘密請求期間中であっても、その意匠に関する意匠法第20条第3項各号に掲げる事項を記載した書面であって経済産業大臣の証明を受けたものを提示して警告した後には、当該意匠権を侵害する者に対してその侵害の停止を請求することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔15〕特許法第29条の2(いわゆる拡大された範囲の先願)及び第39条(先願)に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、出願は、外国語書面出願でも国際出願に係るものでも実用新案登録に基づく特許出願でも、分割又は変更に係るものでもなく、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。また、明細書、特許請求の範囲又は図面についての補正は、行われぬものとする。

- 1 甲は、実用新案登録出願Aをした後、当該実用新案権の設定の登録を受ける前にAを特許出願Bに変更した。甲が自らした発明イは、A及びBの出願書類のうち、いずれも願書に最初に添付した図面のみに記載されていた。乙は、自らした発明イについて特許出願Cを、Aの出願の日後かつBの出願の日前にし、その願書に添付した特許請求の範囲にイを記載した。この場合、Bについて出願公開がされても、Cは、Aをいわゆる拡大された範囲の先願として特許法第29条の2の規定により拒絶されることも、Bを先願として同法第39条の規定により拒絶されることもない。
- 2 甲は、自らした発明イについて学会で発表した後、発明イについて発明の新規性の喪失の例外(特許法第30条)の規定の適用を受けた特許出願Aをした。乙は、学会での甲の発表により発明イを知って、特許を受ける権利を甲から承継せず、甲を発明者としてAの出願の日前にイについて特許出願Bをした。その後、A及びBは、いずれも出願公開がされた。この場合、出願Bは、出願Aに対し同法第29条の2に規定するいわゆる拡大された範囲の先願の地位も、同法第39条に規定するいわゆる先願の地位も有しない。
- 3 甲は、特許出願Aをし、その願書に添付した特許請求の範囲に自らした発明イを記載した。乙は、特許出願Bをし、その願書に添付した特許請求の範囲に自らした発明ロを記載し、その明細書の発明の詳細な説明のみに、自らした発明イを記載した。A及びBは、同日に出願され、その後、出願公開がされた。この場合、AとBの双方について特許をすべき旨の査定がされることがある。
- 4 甲は、自らした発明イについて平成20年5月15日(木曜日)に特許出願Aをしたが、平成20年6月10日(火曜日)にAを取り下げた。甲は、平成20年7月10日(木曜日)に再度、特許出願Bをし、その願書に添付した特許請求の範囲にイを記載したが、乙が、自らした発明イについて特許出願Cを平成20年6月30日(月曜日)にしていた。Cが出願公開された場合、Bは、Cをいわゆる拡大された範囲の先願として特許法第29条の2の規定により拒絶される。

5 甲は、自らした発明イについて雑誌に発表した後、発明イについて発明の新規性の喪失の例外(特許法第30条)の規定の適用を受けた特許出願Aをした。乙は、自らした発明イについて甲の雑誌の発表の日後Aの出願の日前に特許出願Bをした。この場合、Bについて出願公開がされても、Aは、Bをいわゆる拡大された範囲の先願として同法第29条の2の規定により拒絶されることも、Bを先願として同法第39条の規定により拒絶されることもない。

〔16〕**甲社**と**乙社**は、コンピュータ・プログラムの開発と、そのパッケージ商品の製造販売を行っている会社であり、互いに市場でのしを削っている。不正競争防止法上の不正競争に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 **甲社**でプログラムの開発を行っている従業員が、**乙社**に転職することは、不正競争とならない。
- 2 **乙社**が、**甲社**でプログラムの開発を行っている従業員を引き抜くことは、不正競争となる。
- 3 **乙社**が、**甲社**が開発して製造販売したパッケージ商品を購入し、そのプログラムの構造を解析することは、不正競争とならない。
- 4 **乙社**が、**甲社**が開発して製造販売したパッケージ商品を購入し、その商品に**乙社**の名称を印刷したラベルを貼って取引先に納入することは、不正競争とならない。
- 5 **乙社**が、**甲社**が開発して製造販売したパッケージ商品を購入し、その複製物を作成して取引先に納入することは、不正競争とならない。

〔17〕 団体商標に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 公益社団法人、事業協同組合、農業協同組合又は商工会議所若しくは特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の規定により設立された特定非営利活動法人は、いずれも団体商標の商標登録を受けることができる。
- 2 団体が団体商標の商標登録を受けるためには「その構成員に使用させる商標」でなくてはならないので、その団体だけが使用する商標は登録できない。
- 3 団体商標の商標権については、通常使用権を設定することはできるが、専用使用権を設定することはできない。
- 4 団体商標の商標権者が法人である場合、その団体構成員は、法人の定めるところによりその団体商標に係る登録商標を使用する権利を有するものであるから、第三者の使用を差し止めることはできず、差止請求権の主体は法人のみである。
- 5 フランチャイズチェーンは、フランチャイザーとフランチャイジーの間の事業契約によって成立するものであるから、団体商標の商標登録を受けることができない。

〔18〕特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 国際予備審査の請求については、当該請求が提出される国際予備審査機関が、国際事務局のための手数料を徴収する。
- 2 新規性及び進歩性(自明のものではないこと)に係る国際予備審査において、書面により開示されたものが先行技術となるためには、公衆が利用することができるようにされていることが基準日前に生じていることが条件とされる。その基準日は、当該国際予備審査の対象である国際出願が先の出願に基づく優先権の主張を伴い、国際出願日が当該優先期間内である場合には、国際予備審査機関が当該優先権の主張を有効でないと判断した場合を除くほか、先の出願の日とする。
- 3 国際予備審査の請求書が提出される前になされた特許協力条約第19条の規定に基づく補正は、国際予備審査のために考慮に入れる。ただし、その補正が特許協力条約第34条の規定に基づく補正により差し替えられ又は取り消されたものとみなされる場合を除く。
- 4 国際予備審査の請求が行われた場合には、所定の条件の下で、国際調査機関が作成した書面による見解は、国際予備審査機関の書面による見解とみなされる。
- 5 国際事務局及び国際予備審査機関は、出願人の承諾を得た場合でも、いかなる時においても、いかなる者又は当局(国際予備審査報告の作成の後は、選択官庁を除く。)に対しても、国際予備審査の一件書類につき、特許協力条約に定義する意味において知得されるようにしてはならない。

〔19〕著作権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 絵画の著作権は、絵画の所有者が絵画を転売して利益を得た場合には、補償金の支払を求めることができる。
- 2 私的録音録画補償金の支払がなされていないCD-R(コンパクト・ディスク・レコーダブル)に、家庭内で、著作権で保護されている音楽を音楽CDから複製すると、個人として楽しむ目的であっても、著作権を侵害したことになる。
- 3 画学生が、絵画の勉強のために美術館で現代作家の絵画を模写した場合、その模写をデジタル写真撮影してウェブで公開しても、当該現代作家の絵画の著作権を侵害することにはならない。
- 4 正規に購入したコンピュータ・プログラムの欠陥を勝手に修正しても、当該プログラムの著作権を侵害したことにはならない。
- 5 改変自由な条件でインターネットを經由して広く無償で配布されている、いわゆるオープンソースのコンピュータ・プログラムは、著作権で保護されていない。

〔20〕特許法第29条に規定する特許の要件及び第30条に規定する発明の新規性の喪失の例外に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特許出願は、外国語書面出願でも国際出願に係るものでも実用新案登録に基づく特許出願でも、分割又は変更に係るものでもなく、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

- (イ) 甲は、「人の白内障の手術方法」である発明イについて特許出願Aをした。イが特許法第29条第1項各号に掲げる発明に該当せず、当業者がAの出願前に同法第29条第1項各号に掲げる発明に基づいて容易に発明をすることができたものでもない場合、Aは同法第29条の規定により拒絶されることはない。
- (ロ) 甲は、2006年(平成18年)4月5日(水曜日)に自らした発明イについて大韓民国において特許出願Aをした。Aは2007年(平成19年)10月5日(金曜日)に同国で出願公開された。その後、甲は、平成19年10月25日(木曜日)にイについて、日本国において特許出願Bをした。この場合、甲は、イは大韓民国において公開特許公報に掲載されたことにより特許法第29条第1項第1号又は第3号に該当するに至った発明であるとして、Bに係るイについて発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けることができることがある。
- (ハ) 甲は、自らした発明イについて特許出願Aをしたが、Aの出願の日前に、大学の講義の中でイの内容を詳細に解説していた。当該講義に出席していた受講者は3人であった。この場合、Aは当該甲の講義により特許法第29条第1項各号のいずれかに掲げる発明であることを理由として拒絶されることがある。
- (ニ) 甲は、部品aと部品bの組合せからなる発明イを自ら発明して、日本国においてイについて特許出願Aをした。乙は、南アフリカ共和国において、部品aからなる発明ロを自ら発明した。ロは刊行物Xに掲載され、Xは同共和国の大学の図書室にAの出願の日前に収蔵され公衆に閲覧可能な状態になっていたが、Aの出願時までXを閲覧した者はいなかった。Aの出願前において部品bは公知であり、当業者が、部品aを知っていればこれに部品bを組み合わせることを、Aの出願前において容易に想到することができ、イの奏する効果はロの奏する効果と比較して有利なものとはいえなかった場合でも、Aは特許法第29条の規定により拒絶されることはない。



- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔21〕特許法に規定する訂正審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 訂正審判において、当該訂正に係る特許権についての専用実施権者は、審理の終結に至るまで、審判請求人を補助するためその審判に参加することができる。
- 2 特許権者は、専用実施権者があるときは、その者の承諾を得なければ訂正審判を請求することができないが、専用実施権者が許諾した通常実施権者があるときは、専用実施権者の承諾を得れば、通常実施権者の承諾を得なくても訂正審判を請求することができる。
- 3 使用者**甲**の従業者**乙**が職務発明について特許を受けた場合、**乙**は、その発明に係る事業を継続している**甲**の承諾がなければ訂正審判を請求することができない。
- 4 特許無効審判の請求があったときは予告登録されるが、訂正審判の請求があったときは予告登録されない。
- 5 特許無効審判において特許を無効にすべき旨の審決を受けた特許権者が、当該審決に対する訴えの提起後に訂正審判を請求したことにより、当該特許を無効とすることについて特許無効審判においてさらに審理させることが相当であると裁判所が認めたときは、事件を審判官に差し戻すため、審決を取り消す決定をするに際し、裁判所は、当事者の意見を聴くことを要しない。

〔22〕商標権侵害に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 「電子応用機械器具及びその部品」を指定商品とする登録商標を、その商標権者の許諾を得ることなく付した電子回路を、当該指定商品と同一又は類似ではない機器の内部に使用して当該機器を販売することは、当該機器を使用している状態で外観上は視認できない場合は、当該電子回路が電子回路としての外観及び形態を保ち、流通過程において視認される可能性があっても、当該登録商標の商標権の侵害とはならない。
- (ロ) 「工業用油脂」を指定商品とする登録商標の商標権者が外国で販売した真正商品であるモーター用添加油を、他人がドラム缶入で輸入し、小型容器に小分けして、内容物を表示するために当該登録商標を付して販売することは、当該登録商標の商標権を侵害しない。
- (ハ) 「包装用容器」を指定商品とする登録商標の文字構成がブドウの品種名と同一である場合において、見やすい位置にブドウの品種名を大きく表示したブドウを販売するための段ボール箱を当該品種のブドウを生産する者に販売することは、当該登録商標の商標権を侵害する。
- (ニ) 書籍に記述されている内容を英語で表記したものであって、それを端的に表すための略語である頭文字3文字を並べた文字列が、「印刷物(文房具類に属するものを除く。)」を指定商品とする登録商標の文字構成と同一である場合、当該文字列を書籍の表紙の見やすい位置に大きく表示して販売することは、当該登録商標の商標権を侵害する。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔23〕知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 加盟国は、植物の品種の保護について定めることを義務づけられていない。
- 2 加盟国は、人又は動物の治療のための診断方法を特許の対象から除外しなければならない。
- 3 特許権者に対しては、特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の輸出を防止する排他的権利を与えなければならない。
- 4 加盟国は、特許についてのいわゆる強制実施権について、許諾の経済的価値を考慮し、特許権者が個々の場合における状況に応じ適当な報酬を受けられるようにしなければならない。
- 5 内国民待遇の原則における知的所有権の保護には、知的所有権の取得及び維持に関する事項を含むが、知的所有権の行使に関する事項は含まない。

〔24〕 関連意匠に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。  
ただし、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。

- (イ) 甲は、自ら創作した意匠イについて、秘密にすることを請求した意匠登録出願Aをし、意匠登録を受けた後に、イに類似する自ら創作した意匠ロについて、イを本意匠とする関連意匠の意匠登録出願Bをした。このとき、BがAの秘密請求期間経過後の意匠公報の発行の日前になされたときでも、甲は、ロについて意匠登録を受けることができない場合がある。
- (ロ) 意匠登録を受けている関連意匠及びこれに類似する意匠の範囲については、特許庁に対し、判定を求めることができない。
- (ハ) 関連意匠の意匠登録を受けた意匠が本意匠に類似しないものであることを理由として、その関連意匠の意匠登録について意匠登録無効審判を請求することができる。
- (ニ) 本意匠イ及びその関連意匠ロの意匠権者は、イの意匠権のみを放棄することができる。
- (ホ) 甲は、意匠イについて意匠登録出願Aをし、Aの出願の日後に、イに類似する意匠ロについてイを本意匠とする関連意匠の意匠登録出願Bをし、イとロについて意匠登録を受けた。このとき、甲が、Bの出願の日後に、イとロに類似する意匠ハについてイを本意匠とする関連意匠の意匠登録出願Cをしたとき、甲は、ハについて意匠登録を受けることができる場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔25〕特許法に規定する明細書等の補正に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、特許出願は、外国語書面出願でも国際出願に係るものでも実用新案登録に基づく特許出願でも、分割又は変更に係るものでもないものとする。

- (イ) 外国語書面出願の出願人は、外国語書面及び外国語要約書面について、明白な誤記の訂正を目的とする場合であっても、常に、補正をすることができない。
- (ロ) 特許法第17条の2第1項第3号に規定する最後に受けた拒絶理由通知に対して特許請求の範囲について補正がされた場合において、審査官は、当該補正の目的にかかわらず、常に、補正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるか否か判断し、当該発明が特許出願の際独立して特許を受けることができないものであるときは、決定をもってその補正を却下しなければならない。
- (ハ) 甲は、特許法第17条の2第1項第3号に規定する最後に受けた拒絶理由通知で指定された期間内に、願書に添付した特許請求の範囲について補正をするとともに意見書を提出したところ、審査官は当該補正を決定をもって却下し、拒絶をすべき旨の査定をした。このとき、甲は、当該補正の却下の決定に対して不服を申し立てることができる場合はない。
- (ニ) 甲は、発明イ及びロが特許法第37条(発明の単一性)に規定する要件を満たしていないにもかかわらず、特許請求の範囲に発明イ及びロを記載して特許出願Aをした。Aに対する最初に受けた拒絶理由通知において、イについては進歩性欠如の判断が示されたが、ロについては、イとの関係で同法第37条(発明の単一性)に規定する要件を満たしていないことを理由として、特許をすることができないものか否かについての判断が示されなかった。これに対し、甲は、当該拒絶理由通知で指定された期間内に、Aの特許請求の範囲において、イを削除してロのみを残す補正をした。この補正は、常に、拒絶理由(同法第49条)にも無効理由(同法第123条)にも該当する。
- (ホ) 外国語書面出願における外国語書面に記載されているが、外国語書面の日本語による翻訳文に記載されていない事項を誤訳訂正書の提出によらないで、当該出願に係る明細書に追加する補正をした。この補正は、常に、拒絶理由(特許法第49条)にも無効理由(同法第123条)にも該当する。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔26〕商標の審判に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。  
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標登録が、外国の国旗と同一である商標に対してされたことを理由とするその商標登録の無効の審判は、当該商標権の設定の登録の日から5年を経過した後でも請求することができる。
  - (ロ) 商標権者の誤認・混同行為による商標登録の取消しの審判(商標法第51条)及び使用権者の誤認・混同行為による商標登録の取消しの審判(同法第53条)は、その商標権の消滅後においては、請求することができない。
  - (ハ) 地域団体商標の商標登録がされた後において、その登録商標が商標権者又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものに該当するものとなっていないときは、そのことを理由としてその商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。
- (ニ) 2以上の指定商品若しくは指定役務の一部について設定の登録がなされた専用使用権を有する者が、専用使用権の設定された指定商品についての登録商標の使用であって、他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるものをしたときの商標登録を取り消すことについての審判の請求は、その専用使用権の設定された指定商品ごとにはできない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし



〔27〕秘密意匠に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。

- 1 審査官は、意匠登録出願 **A** について、秘密にすることが請求されている登録意匠に係る意匠登録出願 **B** の存在を理由として、意匠法第 9 条第 1 項(先願)の規定により意匠登録を受けることができないものであるとする拒絶の理由を通知する場合、当該秘密請求期間が経過した後でなければ、当該拒絶の理由を通知してはならない。
- 2 意匠登録出願人が、意匠登録出願と同時に秘密にすることを請求した場合、当該秘密請求期間の短縮を請求するときは、第 1 年分の登録料の納付までに行わなければならない。
- 3 秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権の設定の登録を受ける者は、第 1 年分の登録料に加え、秘密請求期間に応じた所定の登録料を納付しなければならない。
- 4 意匠 **イ** についての意匠登録出願 **A** をした後、**イ** を本意匠とする関連意匠 **ロ** についての意匠登録出願 **B** がなされ、かつ、**イ** についてのみ秘密にすることが請求されている場合において、**ロ** について意匠権の設定の登録があった。この場合、**イ** の秘密請求期間内であっても、**B** に関する「願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容」を意匠公報に掲載しなければならない。
- 5 パリ条約の同盟国において意匠登録出願 **A** をし、その意匠が公報に掲載された後に、日本国において **A** に基づくパリ条約による優先権主張を伴う意匠登録出願をするときは、その意匠を秘密にすることを請求することができない。

〔28〕不正競争防止法上の商品等表示に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 不正競争防止法第2条第1項第1号では、商品の形態は商品等表示としては保護されない。
- 2 商品に付された色彩も、不正競争防止法第2条第1項第1号の商品等表示として保護されることがある。
- 3 甲の表示が関東地方において広く知られるようになった後に、九州地方において甲の表示と同一又は類似の表示を使用することは、不正競争防止法第2条第1項第1号の不正競争に該当する。
- 4 甲の著名表示と同一の表示を使用する乙は、甲の表示が著名性を獲得する以前に、当該表示が乙の商品等表示として周知となっている場合に限り、その表示の使用を継続することができる。
- 5 甲の周知表示と同一の氏名を有する乙が、不正競争の目的なく自己の氏名を使用した商品を流通業者丙に譲渡した場合、甲は、丙がその商品を販売することを差し止めることはできないものの、丙に対して、甲の商品又は営業との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求できる。

〔29〕特許法に規定する審決取消訴訟に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 審決取消訴訟において、特許無効審判の手続で審理判断されなかった公知事実との対比における無効原因は、審決を違法とする理由としてだけでなく、審決を適法とする理由としても、主張することができない。
- 2 特許無効審判の審決取消訴訟において、特定の引用発明から当該特許発明を特許出願前に当業者が容易に発明することができたとはいえないとの理由により、審決の認定判断を誤りであるとしてこれが取り消されて確定した場合には、再度の審判手続に当該判決の拘束力が及ぶ結果、審判官は同一の引用発明から当該特許発明を特許出願前に当業者が容易に発明することができたことと認定判断することは許されないため、再度の審決取消訴訟において、取消判決の拘束力に従ってされた再度の審決の認定判断を誤りである(同一の引用発明から当該特許発明を特許出願前に当業者が容易に発明することができた)として、これを裏付けるための新たな立証をし、更には裁判所がこれを採用して、取消判決の拘束力に従ってされた再度の審決を違法とすることは許されない。
- 3 特許を受ける権利の共有者が、その共有に係る権利を目的とする特許出願の拒絶をすべき旨の査定を受けて共同で拒絶査定不服審判を請求し、請求が成り立たない旨の審決を受けた場合に、その共有者の提起する審決取消訴訟は、共有者が全員で提起することを要する。
- 4 特許権の共有者の1人は、共有に係る特許権についてその特許を無効にすべき旨の審決がされたときは、単独で当該審決の取消訴訟を提起することができる。
- 5 複数人が共同して特許無効審判を請求し、審判の請求は成り立たない旨の審決がされた場合、当該審決の取消しを求める訴えは、その特許無効審判の請求をした者の全員が共同して提起することを要する。

〔30〕優先権に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、以下において、「パリ条約」とは、パリ条約のストックホルム改正条約をいうものとする。

- 1 パリ条約において優先権の主張の基礎とすることができる出願は、各同盟国の国内法令によって正規の国内出願とされる出願であり、出願をした日付を確定するために十分な出願であっても、出願後に取り下げられ、放棄され又は拒絶の処分を受けた出願は、優先権の主張の基礎とすることはできない。
- 2 同一対象についてパリ条約の同一の同盟国に2つの出願がされた場合でも、先の出願が、公衆の閲覧に付されないで、かつ、いかなる権利をも存続させないで、後の出願の日までに取り下げられ、放棄され又は拒絶の処分を受けたこと、及び、その先の出願がまだ優先権の主張の基礎とされていないことを条件として、後の出願が「最初の出願」とみなされる。
- 3 パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国の国民が当該国においてした出願に基づく優先権の主張を日本国においてする際、いかなる場合も、優先権の利益は認められない。
- 4 ある特許出願 **A** のパリ条約による優先権の主張の基礎とされた特許出願 **B** が、**B** の出願の前になされた特許出願 **C** に基づくパリ条約による優先権の主張を伴っている場合、**B** に係る出願書類の全体に記載された発明の構成部分のうち、**C** に係る出願書類の全体に既に記載されている発明の構成部分についても、**A** について優先権の利益が認められる。
- 5 審査により特許出願が複合的であることが明らかになり、特許出願人が、その特許出願を2以上の特許出願に適法に分割した場合には、特許出願人は、その分割された各特許出願の日付としてもとの特許出願の日付を用いることができるが、もとの特許出願にパリ条約による優先権の利益があるときは、その分割された各特許出願について、優先権を主張しても、その利益を保有することはできない。

〔31〕特許法に規定する手続等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特許料及び手数料に関して減免又は猶予はないものとする。また、手続に関する期間の延長はないものとする。

- (イ) 日本国内に住所又は居所(法人にあっては、営業所)を有する者であって手続をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なくても特許法第46条の2第1項の規定による実用新案登録に基づく特許出願の取下げをすることができる。
- (ロ) 特許無効審判を請求した**甲**が証拠調べを申し立てた後に死亡した場合、**甲**の当該申立ての効力はその承継人には及ばない。
- (ハ) 審判官は、中断した審判の手続を受け継ぐべき者が受継を怠ったときは、申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならず、指定した期間内に受継がないときは、その期間の経過の日に受継があったものとみなすことができる。この場合、審判官は、受継があったものとみなしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。
- (ニ) 特許権の設定の登録を受ける株式会社**甲**が、特許法第108条第1項(特許料の納付期限)に規定する期間内に特許料を納付しない場合、特許庁長官は、当該特許出願を却下することができる。
- (ホ) 特許出願人でない者が特許法第195条の規定により所定の手数料を納付して出願審査の請求をし、特許庁長官が、その旨を特許出願人に通知した。当該通知を受けた特許出願人が、当該出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲及び図面について補正をする場合、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前又は拒絶理由通知で指定された期間内であれば、当該補正により手数料の納付が必要となることはない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔32〕商標法上の商品に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。  
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 電気、熱及びエネルギーそのものは、商標法上の商品ではない。
- 2 商品は流通性のあるものでなくてはならず、その場で消費される、料理店が提供する料理は、商標法上の商品ではない。
- 3 料理店で店頭において包装箱などに入れて継続的又は反復的に販売する料理は、商標法上の商品である。
- 4 運送業者が運送役務の提供に関連している段ボール箱そのものを役務提供とは独立して継続的又は反復的に販売し、営業する場合において、その段ボール箱は商標法上の商品である。
- 5 講座の教材として用いられることを予定した印刷物は、講座を離れ独立して取引の対象とされる場合があっても、商標法上の商品ではない。

〔33〕 実用新案登録無効審判に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 実用新案登録無効審判が特許庁に係属している場合において、審理の終結の通知があった後は、審理の再開がされない限り、実用新案権者は、たとえ請求項の削除を目的としても、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができない。
- (ロ) 実用新案権者は、自らの請求に係る最初の実用新案技術評価書の謄本の送達があった日から2月以内に、誤記の訂正を目的として願書に添付した明細書を訂正した。その後に進歩性欠如を理由として請求された実用新案登録無効審判における最初に指定された答弁書提出期間の経過前に、実用新案権者は実用新案登録請求の範囲の減縮を目的として願書に添付した実用新案登録請求の範囲を訂正することができる。
- (ハ) 在外者が実用新案権者である実用新案登録を無効にすることについて実用新案登録無効審判が請求された。請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えるに際し、実用新案法第2条の5第2項において準用する特許法第8条第1項に規定する日本国内に住所又は居所を有する代理人(いわゆる実用新案管理人)がないときは、当該請求書の副本を含む書類を航空扱いとした書留郵便等に付して発送することができる。
- (ニ) 新規性欠如を理由とする実用新案登録無効審判の請求に対し、実用新案権者は実用新案登録請求の範囲の減縮を目的とする訂正をした。この訂正は、訂正後の実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案の進歩性が欠如するとして、当該考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでないとの理由により、却下されることがある。
- (ホ) 実用新案登録無効審判において、答弁書の提出があった後であっても、相手方の承諾を得ることなく、その審判の請求を取り下げることができる場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔34〕著作権の存続期間に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 映画の著作物の著作権の存続期間は、当該映画の著作物が創作後70年以内に公表された場合には、公表後70年である。
- 2 出版社が、その発行する雑誌において、その社員であるカメラマンが撮影した写真の著作物を、出版社の著作名義で公表した場合、当該著作物の著作権の存続期間は公表後50年である。
- 3 匿名で小説を出版した銀行員が、その出版の後50年以内に、本名を著作者名として当該小説を出版し直した場合、その小説の著作権の存続期間は、著作者である銀行員の死後50年である。
- 4 映画の著作物の著作権の存続期間満了後であっても、当該映画の原作小説の著作権の存続期間が満了していない場合、当該映画のDVDを製作するためには、原作小説の著作権者の許諾を得る必要がある。
- 5 出版社が、雑誌にその著作名義で連載していた、その創業者の伝記を、未完のまま休載し、5年後に連載を再開して完成させた場合において、休載前の部分についての著作権の存続期間は、休載前の最後の回の公表後50年であり、連載再開後の部分についての著作権の存続期間は、最終回の公表後50年である。



〔35〕意匠法第9条(先願)に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。

- 1 甲の自ら創作した意匠イに係る意匠登録出願Aと乙のイに類似する自ら創作した意匠ロに係る意匠登録出願Bとが同日にあり、甲及び乙が意匠法第9条第2項の協議が成立しないことを理由とする拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達を受けた。甲は、これを不服として審判を請求したが、乙は、審判請求を行わなかったため、Bについての拒絶をすべき旨の査定が確定した。この場合、甲は、イについて意匠登録を受けることができる。
- 2 甲が、自ら創作した「携帯電話機」の操作ボタン部分に係る部分意匠イの意匠登録出願Aをし、当該願書に添付した図面にイとイを含む携帯電話機全体の形状が記載されていた。この場合、Aの出願の日後に、乙が、自ら創作した「携帯電話機」の意匠ロの意匠登録出願Bをし、ロがAの図面に記載された携帯電話機全体の形状と同一であるとき、ロについて必ず意匠法第9条第1項の規定が適用され、乙は、意匠登録を受けることができない。
- 3 甲が、自ら創作した意匠イが明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載された実用新案登録出願Aを意匠登録出願Bに変更し、その後Bを放棄した。このとき、Aの出願の日後に、乙がイに類似する自ら創作した意匠ロに係る意匠登録出願Cをしたとき、乙は、ロについて意匠登録を受けることができる場合はない。
- 4 甲の意匠登録出願Aに係る「護岸用ブロック」の意匠イと、乙の特許出願Bに係る「護岸用ブロック」の発明ロとが同一の形状であった。この場合、AとBが同日になされたとき、甲と乙の協議により定めた一の出願人のみがイについて意匠登録、あるいはロについて特許を受けることができる。
- 5 甲は、意匠登録出願Aに係る意匠イについての甲の意匠登録に対し、意匠法第3条第1項第3号に該当することを理由とする意匠登録無効審判が請求され、その登録を無効にすべき旨の審決が確定した。この場合において、乙が、Aの出願の日後であってイが意匠公報に掲載される日前に、イに類似する意匠ロについて意匠登録出願Bをしたとき、乙は、ロについて意匠登録を受けることができない。

〔36〕知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 知的所有権の保護に関し、加盟国が他の国の国民に与える利益、特典、特権又は免除は、他のすべての加盟国の国民に対し合理的な条件の下で与えられなければならない。
- 2 加盟国は、主として技術的又は機能的考慮により特定される意匠については、意匠の保護が及んではならないことを定めなければならない。
- 3 特許についてのいわゆる強制実施権は、いかなる場合も、譲渡可能なものとしなければならない。
- 4 特許についてのいわゆる強制実施権は、排他的なものとすることができる。
- 5 加盟国は、第三者の正当な利益を考慮し、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。

〔37〕商標法におけるマドリッド協定の議定書に基づく特例に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 日本国において、共同名義に係る商標登録出願又は商標登録がなされていて、その名義人の1人が日本人である場合には、他の名義人が日本国内に住所及び居所(法人にあっては、営業所)を有しない外国人であっても、特許庁長官に当該商標登録出願または商標登録を基礎として、その共同名義で国際登録出願をすることができる。
- 2 国際登録出願に係る商標又は標章の識別性のある特徴として色彩を主張するには、願書に色彩を主張する旨及び主張する色彩又はその組合せを記載し、かつ、その色彩を付した商標登録出願等に係る商標若しくは標章又は登録商標若しくは登録防護標章の写しを願書に添付しなければならない。
- 3 国際登録の名義人は、領域指定であって国際登録後のもの(以下「事後指定」という。)を特許庁長官、国際事務局又は事後指定の対象となる締約国のいずれにもすることができる。
- 4 いわゆるセントラルアタックにより取り消された旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録が、その指定商品について慣用されている商標に対してなされたときは、再出願に係る商標権の設定の登録の日から5年を経過する前ならば、いつでも商標登録の無効の審判を請求することができる。
- 5 国際登録に基づく団体商標に係る商標権を移転する際に、譲受人が団体商標の商標登録を受けることができる団体であることを証明する書面の提出がない場合には、通常の商標権に変更されたものとみなされる。

〔38〕不正競争防止法上の不正競争に対する救済に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 虚偽の品質等の表示に関する不正競争については、その表示を信頼した消費者に対する損害賠償を命じることができる。
- 2 商品等表示に関する不正競争については、その商品等表示を付した商品の引渡しを命じることができる。
- 3 不正競争が継続していても、差止請求が認められない場合がある。
- 4 虚偽の品質等の表示に関する不正競争については、真の品質等を表示することを命じることができる。
- 5 他人の商品等表示に関し、それが周知表示であることを知らずになされた不正競争については、通常の使用許諾料に相当する額のみを損害を賠償すればよい。

〔39〕意匠法第4条(意匠の新規性の喪失の例外)に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。

- (イ) 甲は、自ら創作した意匠イを刊行物に記載して公表し、その1月後にイについて意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための適法な手続をして意匠登録出願Aをした。このとき、甲が、イの公表後であってAの出願前に、イに類似する自ら創作した意匠ロを刊行物に記載して公表していたときは、甲は、ロについて同項の規定の適用を受けるための手続をしていなくても、イについて意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ロ) 甲は、自ら創作した意匠イを刊行物に記載して公表し、その1月後にイについて意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための適法な手続をして意匠登録出願Aをし、Aと同日にイと類似する自ら創作した意匠ロについて意匠登録出願Bをした。このとき、甲は、イについて同項の規定の適用を受けるための手続をしていなくても、ロについて意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ハ) 甲は、自ら創作した意匠イを刊行物に記載して公表した後、イについて意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための適法な手続をして意匠登録出願Aをした。このとき、甲は、乙がイの公表後であってAの出願前にイを刊行物に発表していても、イについて意匠登録を受けることができる場合はない。
- (ニ) 甲は、自ら創作した意匠イについて、第三者が甲の意に反してインターネットで公衆に利用可能となった日から5月後に意匠登録出願をした。その出願の日の3月前に、イと類似する乙が自ら創作した意匠ロが刊行物に記載して公表されていたときは、甲は、イについて意匠登録を受けることができない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔40〕特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際調査機関が、関連のある先行技術を発見するために、いかなる場合にも調査しなければならない資料は、一定範囲の特許文献だけであり、非特許文献は含まれない。
- 2 ある受理官庁に受理された特定の種類の国際出願について、複数の国際調査機関が管轄する場合、出願人は、国際出願の国際調査を行う国際調査機関を選択することはできない。
- 3 国際調査機関が、明細書、請求の範囲又は図面が有意義な調査を行うことができる程度にまで所定の要件を満たしていないと認めた場合には、その事由が一部の請求の範囲に関連するか、請求の範囲の全体に関連するかにかかわらず、国際調査機関は、その事由がある旨を宣言し、出願人及び国際事務局に対し、請求の範囲の全体について国際調査報告を作成しない旨を通知する。
- 4 国際出願の願書において、国際型調査又は国際調査若しくは国際型調査以外の調査が所定の形式で表示されている場合には、国際調査機関は、当該国際出願に関する国際調査報告を作成するに当たり、表示されている調査の結果をできる限り利用する。そして、国際調査報告の全部又は一部を表示されている調査の結果に基づいて作成することができる場合には、国際調査機関は、所定の範囲において及び条件に従って、調査手数料を払い戻す。
- 5 出願人は、特許協力条約第19条の規定に基づく補正のため、請求の範囲が記載された、最初に添付したすべての用紙について必ず差替え用紙を作成して提出しなければならない。

〔41〕特許出願についての拒絶査定不服審判及び前置審査に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 審査官が、特許法第36条第6項第2号に規定する要件(特許を受けようとする発明が明確であること)を満たしていないこと及び進歩性が欠如していることを理由に拒絶をすべき旨の査定をした。その後、前置審査において、審査官が、同法第36条第6項第2号に規定する要件は満たしているが、進歩性が欠如していると判断し、その審査の結果を特許庁長官に報告した場合、審判官は、拒絶をすべき旨の査定の理由となった同法第36条第6項第2号に規定する要件を満たしていないことを理由に、審判の請求は成り立たない旨の審決をすることはできない。
- 2 拒絶査定不服審判の請求人が、その審判の請求の日から30日以内にその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正の手続をしたが、その手続が不適法であって、補正をすることができないものである場合は、その請求は前置審査に付されることはない。
- 3 拒絶査定不服審判の請求人が、その審判の請求の日から30日以内に特許請求の範囲の減縮を目的として、特許請求の範囲について補正をする場合、発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題を変えなければ、補正前の請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものでなくとも、その補正をすることができる。
- 4 前置審査において、審査官が、審判の請求の日から30日以内にした補正はいわゆる新規事項を追加するものであるから特許をすべきでないと判断し、その審査の結果を特許庁長官に報告した場合、審判官が当該補正につきいわゆる新規事項を追加するものではないと判断したときは、審判官は査定を取り消してさらに審査に付すべき旨の審決をしなければならない。
- 5 拒絶査定不服審判の請求があった場合において、明細書又は図面の補正があったときは、特許庁長官は、当該審判事件について合議体を構成すべき審判官を指定し、当該請求を前置審査に付さなければならない。

〔42〕特許に関する権利の移転等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特許出願は、外国語書面出願でも国際出願に係るものでも実用新案登録に基づく特許出願でも、分割又は変更に係るものでもないものとする。

- (イ) 特許出願後における特許を受ける権利の相続による承継については、必ず、特許庁長官に届け出なければならない。
- (ロ) 職務発明について特許を受ける権利の承継に関する定めを有しない会社において、職務発明がその会社の2人以上の従業者によりなされた場合、各従業者は、他の従業者の同意を得なければ、その特許を受ける権利の持分を譲渡することができない。
- (ハ) 特許を受ける権利を有する甲及び乙は共同して特許出願Aをした。その後、丙は甲の特許を受ける権利の持分の譲渡を受けた旨の譲渡証書を偽造して出願人を甲から丙に変更する出願人名義変更の届出を特許庁長官に行い、Aについて乙及び丙の特許権者とする特許権の設定の登録がなされた。この場合において、丙の名義になっている当該特許権の持分につき、甲による、丙から甲への移転登録請求が認められることがある。
- (ニ) 特許権者甲は、特許権者乙の有する先願に係る特許権について、特許法第92条第3項(自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定)の規定による通常実施権の設定の裁定を請求をした。これに対し、乙は甲の有する特許権について、同条第4項の規定による通常実施権の設定の裁定を請求した。その後、甲及び乙は各自の請求に係る通常実施権の設定を得た。この場合、乙の当該通常実施権は、乙の当該特許権が実施の事業と分離して移転したときは、消滅する。
- (ホ) 特許を受ける権利が共有に係る場合、各共有者は、他の共有者と共同で、又は、他の共有者の同意を得て、その持分を目的として質権を設定することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ



〔43〕**甲**は、他の同種商品にも広くみられるごくありふれた形状を有し、きわめて特徴的な図柄(以下「本件図柄」という)が使用され、**甲**の表示が付された、革製のハンドバッグ(以下「本件ハンドバッグ」という)を製作した。**甲**は、量産した本件ハンドバッグをフランス国内において販売し、その図柄によって、**甲**の商品であることがフランス国内の取引者及び需要者の間で広く知られるようになった。

**乙**は、**甲**との契約により、本件ハンドバッグに関して、独占的販売権を取得し、**甲**がフランス国内で販売しているものと同一の本件ハンドバッグを輸入して、日本国内で販売している。**乙**の販売努力の結果、本件ハンドバッグは、その図柄によって**乙**の販売に係る**甲**の商品であることがその取引者及び需要者の間で広く知られるようになった。

この状況を前提として、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 **A**が、本件ハンドバッグを本件図柄とともにそっくり模倣し、**A**の表示を付して日本国内において販売した場合、**甲**は、不正競争防止法に基づく差止請求をすることができる。
- 2 **B**が、本件ハンドバッグの形状をそっくり模倣しているが、本件図柄と異なる図柄を有するハンドバッグを、**B**の表示を付して日本国内において販売した場合、**甲**は、不正競争防止法に基づく差止請求をすることができない。
- 3 **C**が、本件図柄を使用した革製の財布に**C**の表示を付したものを日本で製造し、フランスに輸出しようとしている場合、**甲**は、不正競争防止法に基づく差止請求をすることができる。
- 4 **D**が、本件図柄を使用した革製の財布に**D**の表示を付して日本国内で販売した場合、**乙**は、不正競争防止法に基づく差止請求をすることができない。
- 5 **E**が、フランス国内で**甲**が販売した本件ハンドバッグを輸入して日本国内で販売した場合、**甲**は、不正競争防止法に基づく差止請求をすることができない。

〔44〕工業所有権に関する諸条約等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。  
ただし、以下において、「パリ条約」とは、パリ条約のストックホルム改正条約をいうものとする。

- 1 パリ条約においては、本国において正規に登録された商標は、いかなる場合にも、同条約の他の同盟国において、そのまま登録を認められかつ保護される旨が規定されている。
- 2 マドリッド協定の議定書第3条に規定する商品及びサービスについての類の指定は、標章に与える保護の範囲を決定する際に、同議定書の締約国を拘束する。
- 3 マドリッド協定の議定書に基づく国際登録について、その名義人は、パリ条約第4条Dに定める手続に従うことを要することなく、同条に定める優先権を有する。
- 4 標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定における国際分類は、標章の保護の範囲の評価及びサービス・マークの承認について、同協定の同盟国を拘束する。
- 5 日本国民である者が日本国特許庁にした標章登録出願を基礎出願とした、マドリッド協定の議定書に基づく国際出願がパリ条約第4条の優先権主張を伴う場合、当該国際出願についての同条にいう「最初の出願」は、当該基礎出願がすでに優先権主張を伴っているときでも、必ず当該基礎出願でなければならない。

〔45〕特許権についての実施権に関し、次の(イ)～(ハ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許無効審判が請求された後、審理の終結に至るまでの間に、当該審判に参加することができる通常実施権者は、当該特許権について登録された通常実施権者に限られる。
- (ロ) 同一の特許権について2以上の専用実施権を同時に設定登録することも、同一の専用実施権を2人以上で共有することも、可能な場合がある。
- (ハ) 通常実施権を目的として質権の設定を受けた者が、当該特許発明を実施することができる場合はない。
- (ニ) 通常実施権を目的とする質権の設定は、登録しなければその効力を生じない。
- (ホ) 甲の特許権Aについて、乙に専用実施権の設定の登録がされている。この場合、甲がAについて第三者に質権を設定するには、乙の同意又は承諾を得なければならない。
- (ヘ) 特許権者は、当該特許権について通常実施権がある場合において、当該特許権を放棄するときは、いかなる場合であっても、常に、当該通常実施権者の承諾を得なければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ以上

〔46〕意匠登録に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 意匠に係る物品 **a** と **b** との間に当業者にとって転用の商慣行がある場合においては、**b** の意匠に当業者にとって商慣行として通常なされる程度を超えた変形がなされていたとき、その意匠について意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ロ) 携帯電話機の液晶表示部に表示されるメールの送信中の状態であることを示すことのみで使用される図形は、意匠に係る物品を「携帯電話機」として、その図形に係る部分意匠の意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ハ) 意匠登録出願をするとき、願書の「意匠に係る物品」の欄を「陶器」と記載して、意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ニ) 外部からは見えない電気掃除機の内部構造について、販売時にカタログで内部構造を視覚的に認識できるように図示することを予定しているとしても、意匠に係る物品を「電気掃除機」として、その内部構造の形状に係る部分意匠の意匠登録を受けることができない場合がある。
- (ホ) 腕時計の液晶表示図形は、意匠に係る物品を「腕時計」として、その図形に係る部分意匠の意匠登録を受けることができる場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔47〕商標の審判に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標登録出願 **A** についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属しているとき、**A** の指定商品の一部を分割して新たな商標登録出願 **B** がされ、**A** の出願について、願書から **B** に係る指定商品を削除する補正がされたときには、その補正の効果が **A** の出願時にさかのぼって生ずることはない。
- 2 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるとき、その査定の際の本の送達があった日から30日以内に拒絶査定に対する審判を請求することができるが、指定商品が2以上の商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定を受けた者が拒絶査定に対する審判を請求した場合には、その請求は指定商品ごとに取り下げることができる。
- 3 商標法第16条の2の規定により補正の却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の際の本の送達があった日から30日以内であれば、その決定に対する審判を請求した後であっても、当該補正後の商標登録を受けようとする商標について、新たな商標登録出願をすることができる。
- 4 商標権者の誤認・混同行為による商標登録の取消しの審判(商標法第51条)又は使用権者の誤認・混同行為による商標登録の取消しの審判(同法第53条)の審決があった後に審判の請求を取り下げたときは、いずれの審判であってもその審判の請求人は、再度、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができる。
- 5 不使用による商標登録の取消しの審判(商標法第50条)において、請求に係る指定商品の1つの商品について使用が証明された結果、審判の請求が不成立となった場合であっても、使用が証明されなかったその他の指定商品については、新たな不使用による商標登録の取消しの審判を請求することができる。

〔48〕特許法又は実用新案法に規定する特許料、手数料等の納付に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 特許権の設定の登録を受ける株式会社甲は、特許料の減免又はその納付の猶予を受けない場合、特許料として、特許権の設定の登録の日から当該特許権の存続期間の満了までの各年について、1件ごとに、特許法施行令で定める金額を納付しなければならない。
- (ロ) 特許出願に係る発明の発明者であって資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、当該特許出願の出願手数料を納付することが困難である場合、特許庁長官はその出願手数料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。
- (ハ) 特許権が国及び地方公共団体の共有に係る場合、当該地方公共団体は特許料を納付する必要がない。
- (ニ) 実用新案技術評価の請求があった後に当該実用新案登録出願に基づく特許出願があった場合には、その請求人が納付した実用新案技術評価の請求の手数料は、その特許出願から6月以内にその請求人からの請求がなければ、返還されない。
- (ホ) 第1年から第3年までの各年分の特許料の減免又はその納付の猶予を受けなかった場合、特許権の設定の登録を受ける株式会社甲は、特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があった日から30日経過後6月以内であれば、その特許料を追納することによって、特許権の設定の登録を受けることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔49〕パリ条約のストックホルム改正条約(以下「パリ条約」という。)に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 特許の対象である物の販売又は特許の対象である方法によって生産される物の販売が国内法令上の制限を受ける場合には、そのことを理由として特許を拒絶し又は無効とすることができる。
- 2 パリ条約における特許独立の原則は、同条約上の原則であるから、同条約の同盟国についてのみ適用され、同条約の同盟国でない世界貿易機関の加盟国はこの原則を遵守する義務はない。
- 3 パリ条約第4条の2及び属地主義の原則は、特許権の相互依存を否定し、各国の特許権が、その発生、変動、消滅に関して相互に独立であること、すなわち、特許権自体の存立が、他国の特許権の無効、消滅、存続期間等により影響を受けないということを定めるものであるから、我が国の特許権の特許権者が国外において譲渡した製品に関する、特許権者による我が国の国内での特許権の行使の可否は、専ら当該譲渡の行われた国の特許法によって判断されるべきである。
- 4 日本国の最高裁判所の判例によれば、パリ条約によって特許権について属地主義の原則が定められているから、外国特許権に関する私人間の紛争においては、当然日本国の特許法が適用され、準拠法の決定は不要である。
- 5 ある物の製造方法について特許が取得されている同盟国にその物が輸入された場合には、特許権者は、輸入国で製造された物に関して当該特許に基づきその国の法令によって与えられるすべての権利を、その輸入物に関して享有する。

〔50〕特許出願及び特許出願の審査等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 甲は、特許法第17条の2第1項第3号に規定する最後に受けた拒絶理由通知で指定された期間内に、願書に添付した特許請求の範囲について補正をするとともに意見書を提出したところ、当該補正は決定をもって却下され、特許をすべき旨の査定が送達された。このとき、甲は、当該補正の却下の決定に対して不服を申し立てることはできないが、却下された当該補正に係る手続補正書の特許請求の範囲に記載された発明について特許を受けることができる場合がある。
- 2 甲は、自らした発明イを刊行物に発表し、その翌日にイについて特許出願Aをし、出願と同時にイについて発明の新規性の喪失の例外(特許法第30条)の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を、特許庁長官に提出し、出願の日から30日以内にイが同規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を、特許庁長官に提出した。その後、甲は、Aを基礎とする国内優先権の主張を伴う発明イ及びロについての特許出願Bをした。この場合において、Aについて提出された書面又は書類であって、Bについて同規定により提出しなければならないものは、Bの特許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなされる。
- 3 特許を受けようとする者は、特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所、発明の名称、並びに、発明者の氏名及び住所又は居所を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。
- 4 審査官について審査の公正を妨げるべき事情があると認められるときは、特許出願人の申立てにより、決定をもって忌避されることがある。
- 5 審査官が、以前に特許出願人の保佐監督人であったときは、そのことを理由として、当該出願の審査の職務の執行から除斥されることがある。



〔51〕商標法上の商品、役務又は区分等に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 役務についてのみ商標を使用する場合、業として役務を提供し又は証明する者がその役務について使用するとき、その役務には、「小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」が含まれる。
- 2 商品に類似するものの範囲には小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供が含まれることがあり、小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供に類似するものの範囲には商品が含まれることがある。
- 3 「商品 a の小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」を指定役務とする商標イについての商標登録出願 A をしたところ、商品 a に類似する「商品 b 」を指定商品とし、商標イと同一又は類似の商標ロについての他人の先願に係る登録商標 X が存在する場合、出願 A は、登録商標 X が存在することを理由として拒絶されることはない。
- 4 不使用による商標登録の取消しの審判(商標法第50条)において、ある商品区分に属する商品についての登録商標の使用が、その商品の材料又は用途によって、異なる商品区分にも属する指定商品についての使用であると認められる場合がある。
- 5 商標登録出願の願書に記載された指定役務である「商品 a の小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」を、指定商品である「商品 a 」に変更する補正は、決定をもって却下される。

〔52〕意匠登録出願に係る分割又は変更に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 実用新案登録出願人は、実用新案登録出願が特許庁に係属している間は、いつでも意匠登録出願へ変更することができる。
- (ロ) 意匠に係る物品を「自転車」とする部分意匠の意匠登録出願において、意匠登録を受けようとする部分がハンドルの部分と車輪の部分の2つの部分意匠を包含するとき、当該意匠登録出願の分割をし、新たな部分意匠の意匠登録出願とすることはできない。
- (ハ) 実用新案登録に基づく特許出願から変更された意匠登録出願について、さらに実用新案登録出願に変更することができる場合がある。
- (ニ) 2つ以上の意匠を包含する意匠登録出願について、拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合、その意匠登録出願の分割をすることはできない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔53〕平成18年法律第55号による、特許法に規定する罰則に関する改正の内容を述べ、解説した次の各文章のうち、解説が最も不適切なものは、どれか。

- 1 特許権のいわゆる直接侵害に係る懲役刑の上限が引き上げられるとともに、罰金刑の上限についても、500万円から1000万円に引き上げられた(特許法第196条)。この改正は、特許権の侵害による被害額が高額となる場合も多く、侵害行為によって不法な経済的利益を得た侵害者については、自由刑のみならず、財産刑たる罰金刑を適切に適用する必要があるためになされたものである。
- 2 いわゆる間接侵害(みなし侵害)行為のみを対象とする刑罰規定が新設され、その懲役刑及び罰金刑の上限については、特許権のいわゆる直接侵害行為に係る懲役刑及び罰金刑の上限に比べて、いずれも低いものとされた(特許法第196条の2)。この改正は、特許権の侵害抑止の実効性を確保する必要性があり、また、みなし侵害行為はそれ自体によって直接的に権利者の損害を発生させる行為ではなく、あくまでいわゆる直接侵害行為の予備的・幫助的行為にとどまるためになされたものである。
- 3 特許権侵害の罪に係る刑事罰について、懲役刑と罰金刑の併科が導入された(特許法第196条、第196条の2)。この改正は、特許権は財産権であり、その侵害は経済的利得を目的として行われることが多いことを考えると、懲役刑が選択される場合であっても、罰金に処すことをもって、被害を受けた権利者の金銭的救済を図る必要があるためになされたものである。
- 4 両罰規定における特許権侵害の罪のいわゆる法人重課が、1億5000万円以下の罰金から3億円以下の罰金に引き上げられた(特許法第201条第1項第1号)。この改正は、企業経営における特許権の重要性や、特許権の侵害による被害額の高額化に鑑みてなされたものである。
- 5 法人等に罰金刑を科す場合における時効の期間は、自然人の侵害の罪についての時効の期間による旨が規定された(特許法第201条第3項)。この改正は、特許権侵害の罪の法定刑が懲役10年以下とされると、自然人に適用される同罪についての公訴時効の期間と、両罰規定により法人に適用される同罪についての公訴時効の期間が異なってしまうので、こうした事態を避けるためになされたものである。

〔54〕著作権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 工作機械が著作物とならない以上、工作機械の設計図も著作権では保護されない。
- 2 ある県の県庁が作成した県民への広報用のパンフレットは、著作権で保護されることはない。
- 3 裁判において証拠として提出するために他人の論文を複写することは、その論文に関する著作権の侵害となる。
- 4 他人の論文の一部を引用して激しく批判すると、その論文に関する著作権の侵害となる。
- 5 他人の著作物に依存することなく、昔話「桃太郎」の新しい絵本を描いて出版することは、誰でも自由にできる。

〔55〕意匠権に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定した後に再審により当該意匠権が回復した場合、その意匠権の効力は、再審の請求の登録後再審により意匠権が回復するまでに、意匠権についての正当な権限を有しない者が善意に日本国内において製造した当該登録意匠に類似する物品には及ばない。
- 2 再審により回復した関連意匠の意匠権の存続期間は、当該意匠権の設定の登録の日から20年をもって終了する。
- 3 **甲**の登録意匠に係る意匠権について専用実施権の設定の登録を受けた**乙**は、**丙**の意匠の実施が**乙**の専用実施権を侵害するとして争いがある場合には、**丙**を被請求人として判定を請求することができる。
- 4 意匠権者**甲**の登録意匠が、その意匠登録出願の日前の出願に係る商標権者**乙**の登録商標と同一の図形をその意匠の一部としたものであるとき、**甲**が、業としてその登録意匠の実施をすることができる場合はない。
- 5 先使用による通常実施権は、実施の事業とともにする場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

〔56〕商標権の効力等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。  
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 甲乙間の譲渡契約により商標権が移転された結果、類似の商品について使用をする類似の登録商標に係る商標権が異なった商標権者に属することとなった場合において、甲に対して乙が混同防止表示請求をすることができるのは、乙が商標権の譲受人である場合に限られる。
- 2 商標登録の出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権がその商標登録出願に係る商標権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その原意匠権者は、その使用が不正競争の目的でなされない限り、原意匠権の範囲内において、その商標登録出願に係る指定商品についてその登録商標又はこれに類似する商標の使用をする権利を有する。
- 3 商標権者は、指定商品についての登録商標の使用がその使用の態様によりその商標登録出願の日前の出願に係る他人の意匠権と抵触するときであっても、混同防止表示をすることにより、登録商標の使用をすることができる。
- 4 商標権の存続期間満了後6月以内に申請ができなかったことが原商標権者の責めに帰することができない理由によるものとして更新登録の申請が認められて商標権が回復された場合、回復した商標権の効力は、更新前の存続期間が満了した日の後、更新登録の前における行為には及ばない。
- 5 原商標権者甲の商標登録が当該登録の出願日よりも前に出願された他人乙の商標登録出願に係る登録商標に類似する商標を乙の商標登録に係る指定商品に類似する商品に使用するものであることを理由として無効審判によって無効とされた場合において、無効とされた商標権の原商標権者甲が継続してその商品についてその商標を使用できる場合、当該商標は既に原商標権者甲の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているから、当該他人乙は、原商標権者甲に対して混同防止表示を請求することはできない。

〔57〕特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 指定官庁が、出願人の請求がなく、かつ、その承諾を得ていなくても、国際出願の国際公開の日前に司法当局に対し国際出願が知得されるようにすることは、妨げられない。
- 2 出願人は、国際出願の写しをいつでも指定官庁に送付することができるし、また、国際出願の写しを指定官庁に送付することをいつでも国際事務局に要請することができる。
- 3 出願人は優先日から30月を経過する前にいつでも、国際出願を取り下げることができ、その取下げは、国際調査機関に対する出願人からの通告の受領の時に効力を生ずる。
- 4 願書の提出は、特許協力条約第43条(特定の種類の保護を求める出願)又は第44条(2の種類の保護を求める出願)が適用される指定国において、その国を指定することによって得られる全ての種類の保護を求める旨の表示を構成する。
- 5 国際事務局へ記録原本を送付する前に、国際出願が取り下げられ又は取り下げられたものとみなされた場合には、受理官庁は、国際出願手数料を出願人に払い戻す。

〔58〕著作隣接権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 オーケストラのコンサートにおいて、楽器の演奏を行った者は、それぞれ実演家として著作隣接権を有するが、楽器の演奏を行っていない指揮者は、著作隣接権を有しない。
- 2 放送事業者は、その放送を録画した複製物を貸与する権利を有する。
- 3 サッカーチームの運営会社が、テレビで生放送されている試合を直接受信して、大型スクリーンを用いてスタジアムでサポーターに鑑賞させても、その放送番組が著作物の要件を満たさない場合には、放送事業者の著作隣接権を侵害しない。
- 4 実演家は、音楽CDに録音されている自身の演奏が放送された場合には、当該音楽CDの録音に対して許諾を与えていたとしても、二次的使用料を受ける権利を有する。
- 5 レコード製作者の権利がレコード会社と実演家とで共有されている場合、レコード会社は、その実演家の同意を得ることなく、自己の持分を譲渡することができる。



〔59〕 次の(イ)～(ホ)の民事訴訟法の規定のうち、その内容が特許法に規定する審判における証拠調べ又は証拠保全に準用されているものは、いくつあるか。

(イ) 裁判所は、当事者が申し出た証拠で必要でないとするものは、取り調べることを要しない。(民事訴訟法第181条第1項)

(ロ) 証拠調べは、当事者が期日に出頭しない場合においても、することができる。(民事訴訟法第183条)

(ハ) 当事者本人を尋問する場合において、その当事者が、正当な理由なく、出頭せず、又は宣誓若しくは陳述を拒んだときは、裁判所は、尋問事項に関する相手方の主張を真実と認めることができる。(民事訴訟法第208条)

(ニ) 当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。(民事訴訟法第224条第1項)

(ホ) 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。(民事訴訟法第228条第4項)

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

〔60〕 手続に関する期間等について、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、出願は、外国語書面出願でも国際出願に係るものでも実用新案登録に基づく特許出願でも、分割又は変更に係るものでもなく、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、また、手続についての期間の延長はないものとする。

- 1 パリ条約の同盟国において、2008年(平成20年)2月4日(月曜日)に出願された実用新案登録出願に基づくパリ条約による優先権を主張して、平成20年3月4日(火曜日)に日本国において意匠登録出願をした場合、いわゆる優先権証明書を提出することができる期間の末日は平成20年6月4日(水曜日)である。
- 2 パリ条約の同盟国において2007年(平成19年)6月4日(月曜日)にその政府が開設する国際的な博覧会に出品することによって新規性を喪失するに至った発明について、当該同盟国において、同国のいわゆる新規性の喪失の例外の規定の適用を受け、2007年(平成19年)7月4日(水曜日)に特許出願 **A** をした。その後、**A** に基づくパリ条約による優先権を主張して、日本国において特許出願 **B** をする場合、平成20年7月4日(金曜日)までに出願すれば、**B** は、当該博覧会への出品による新規性欠如を理由として、拒絶されることはない。
- 3 パリ条約の同盟国において、2007年(平成19年)6月4日(月曜日)に出願した実用新案登録出願 **A** と、2007年(平成19年)9月4日(火曜日)に出願した意匠登録出願 **B** に基づくパリ条約による優先権を主張して、日本国において実用新案登録出願をする場合、平成20年6月4日(水曜日)までに出願すれば、出願 **A** 及び **B** に基づく優先権主張の効果が認められる。
- 4 平成11年2月24日(水曜日)に特許権の設定の登録がされ、特許権の存続期間の延長登録がないとした場合における当該特許権の存続期間の満了の日が平成20年1月24日(木曜日)である特許について、特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定(延長の期間は5年)の謄本が平成21年1月23日(金曜日)に送達された。この場合、特許料は2年分を一時に納付しなければならない。  
ただし、特許料の追納は考慮しないものとする。
- 5 特許無効審判の審決に対する訴えを平成20年2月29日(金曜日)に提起した場合、訂正審判の請求は、平成20年3月1日(土曜日)を起算日として、90日の期間内に行わなければならない。  
ただし、当該事件について審決の取消しの判決及び審決の取消しの決定はないものとする。